

# 農地耕作条件改善事業（1／2）

**地域の多様なニーズに応じて、  
以下の①～⑥を支援  
(①～⑥は組み合わせることが可)**

・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）  
・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等  
・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

## ① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。



### ② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。



- 【実施要件】 受益農地の1／4以上を新たに高収益作物に転換すること
- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
- (ソフト) 高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等



- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1／2相当。R7年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 単年度あたり300万円迄を支援

### ③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。



- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
- (ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



### ④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。



- 【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域
- (ハード) 反転耕耘、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
- (ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



### ⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。



- 【事業実施区域】 農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域
- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水構の設置（定額）等
- (ソフト) ※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査、調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等



### ⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。



- 【事業実施区域】 農振農用地のうち地域計画策定区域等及びその周辺農地
- (ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
- (ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等

# 農地耕作条件改善事業（2/2）

## 【機構集積推進費】※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たつて農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



**事業内容：** 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

**実施主体：** 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

**実施要件：** ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であること  
・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地

- ①機構が借り入れている農地の中間管理権の期間
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ③機構が農地を所有している期間

- ・事業完了後3年内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
- ・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

## 【高収益作物導入促進費】

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、烟作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行った場合等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

## 【推進費・促進費を活用する場合のガイドライン】

### 通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

※標準的な負担割合  
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、  
別の負担割合を設定

### 上記を活用する場合のガイドライン

# 大区画化等加速化支援事業

令和8年度予算概算要求額 3,149百万円（前年度 -）

## <対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、**巨大区画化等の取組**及び**横展開の取組**等を支援します。

## <事業目標>

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

## <事業の内容>

- 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備  
【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 14万円/10a 等

## <事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

## 2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

- 権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。  
【定額上限】300万円/地区

## 3. 巨大区画化等の効果検証及び地域内での横展開

- 3 ha以上（北海道 5 ha以上）の巨大区画化又は中山間地域において労働費が3割以上削減されることが見込まれる省力化整備の効果検証及び地域内での横展開に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】3,000万円/協議会

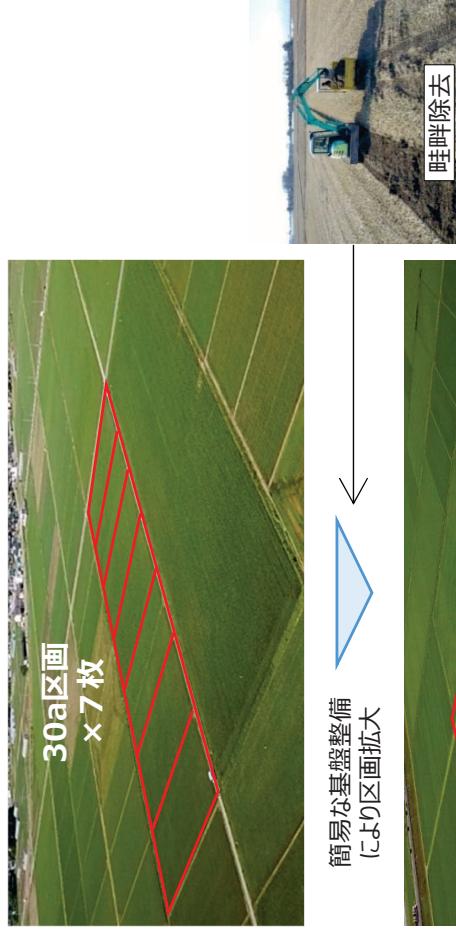
※1つの事業では、担い手に集約化（面的集積）し、1 ha以上に大区画化する場合、助成単価を約1.3倍まで引上げ。

## 【実施区域】農用地区域のうち地域計画の策定区域等

## 【実施要件】農地の区画拡大を実施すること



(2、3の事業)



※大区画化推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

# 農業水路等長寿命化・防災減災事業

令和8年度予算概算要求額 33,780百万円（前年度 28,150百万円）

## <対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

### <事業目標>

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）[令和12年度まで]
- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

### <事業の内容>

#### 1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管管理のICT活用等による水管管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難道路等）の整備を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

#### 2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設設置整備、リスク管理のための観測機器の設置※、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなる農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難道路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検、調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途変更される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理体制システムの整備※等を支援します。

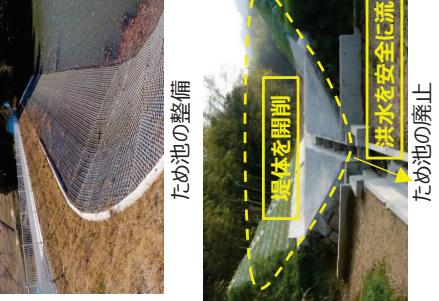
#### 3 ため池の保全・避難対策

- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）
- 施設設情報整備・共有化対策※既設の水位計等観測機器のシステムへの接続を含む。※下線部は拡充内容
- 農業水利施設設情報等のGIS化を支援します。

#### 4 施設設情報整備・共有化対策

- 【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

#### 機動的な防災減災対策



#### 施設設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化	(03-3502-6246)
防災課	(03-6744-2210)
設計課	(03-6744-2201)
地域整備課	(03-6744-2209)

#### ため池の現地パトロール

[お問い合わせ先]

農村振興局水資源課

